

【公開版】

提出年月日	令和5年5月12日 R4
日本原燃株式会社	

M O X 燃 料 加 工 施 設 に お け る
新 規 制 基 準 に 対 す る 適 合 性

安全審査 整理資料

経理的基礎

(標準応答スペクトルの取り入れ)

■ については商業機密の観点から公開できません。

目 次

1 章 基準適合性

1. 経理的基礎に係る許可の基準への適合性について

1. 1 事業計画（経理的基礎）

2 章 補足説明資料

1章 基準適合性

次頁以降の記載内容のうち、____の記載事項は、前回提出からの変更箇所を示す。

1. 経理的基礎に係る許可の基準への適合性について

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第十四条では、以下の要求がされている。

(許可の基準)

第十四条 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

二 その事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

1. 1 事業計画 (経理的基礎)

ハ. 変更の工事に要する資金の額及びその調達計画

(イ) 工事に要する資金の額

	金額 (億円)
工事に要する資金の額	5,988

(ロ) 工事に要する資金の調達計画

(単位：億円)

年度		令和				合計
		～ 3	4	5	6	
概要						
工事資金						5,988
調達計画	自己資金					0
	借入金等					5,988
合計						5,988
備考		借入金等の調達は、使用済燃料再処理機構からの料金の前受金、政策投資銀行資金並びに一般借入金による。				

当社が行う加工の事業は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」に基づき使用済燃料再処理機構（以下「再処理機構」という。）が行う業務の一部が委託されたもの。「MOX燃料成型加工委託契約」

(以下「役務契約」という。)に基づき、再処理機構より、MOX燃料加工施設及び輸送関連設備を維持・管理することの対価としての基本料金に加え、役務の対価としての従量料金が支払われる。

ハ.(ロ)に記載の工事に要する資金は、再処理機構から支払われる基本料金の前受金と金融機関からの借入金により調達を行うとともに、借入金等については再処理機構から支払われる基本料金(注)により返済を行う。

借入金に関しては、事業許可以降、単年度で最大1,240億円の資金調達実績があり、調達は十分可能なものであり、資金調達能力を有している。

(注)加工の事業の開始の日以降に、工事資金を含めたMOX燃料加工施設及び輸送関連設備を維持・管理する費用の一環として、再処理機構から当社に対して支払われるもの。

【補足説明資料1-1 添付2】

ニ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における資金計画及び事業の収支見積り

(イ) 資金計画

(単位：億円)

摘要		年度					
		令和6	7	8	9	10	11
需要	工事資金						
	債務償還						
計							
調達	資本金						
	減価償却費等						
	借入金						
	計						
繰越金の累計							
備考		工事資金には、改良・リプレイス工事資金を含む。					

(ロ) 事業の収支見積り

(単位：億円)

摘要		年度					
		令和 6	7	8	9	10	11
収益							
総 費 用	製造原価						
	一般管理費 支払利息等						
計							
損益							
損益の累計							
備考		令和 21 年度に累損の解消を見込んでいる。					

ニ. (イ) に記載の工事に要する資金は、金融機関からの借入金による調達及び減価償却費等を活用するとともに、借入金については役務契約に基づき再処理機構から支払われる基本料金により返済を行う。

加工の事業の開始の日までに発生する累損も、再処理機構から支払われる基本料金により解消する。

加工の事業の開始の日以降は、基本料金に加え、加工等の役務に対し、役務量に応じた従量料金が支払われる。

【補足説明資料 1 - 1 添付 3】

事業計画は以下のとおり。

イ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の予定時期

建設及び新規制基準適合	令和 6 年度上期
標準応答スペクトルを考慮した地震動の追加	令和 8 年度

ロ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における製品の種類別の予定加工数量

(単位：t・Put)

種類 \ 年度	令和 6	7	8	9	10	11
BWR燃料 集合体	(注1) 0	(注1) 0	(注2, 3) <u>0.1</u>	(注2, 3) <u>1.4</u>	6.5 (各年度) 〔年間最大加工数量である6.5 t・Putを上限とし、本能力の範囲において、毎年度、技術的に達成可能な加工可能量を設定する。 <u>加工可能量は、再処理して得られたウラン・プルトニウム混合酸化物を順次加工し、各年度に加工が完了するプルトニウムの量である。</u> 〕	
PWR燃料 集合体						

(注1) 当該数量は、「原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施に関する法律」第45条に規定する「使用済燃料再処理等実施中期計画」に基づく数量である。

(注2) 当該数量は、当社が加工施設の運転見通しや設備の更新時期等を考慮の上で、技術的に達成可能な加工可能量としている。

(注3) 当社が技術的に達成可能な加工可能量を示した上で、再処理機構が策定する「使用済燃料再処理等実施中期計画」に基づき、加工を行っていく。

ホ. 変更に係る施設による加工の事業の開始の日以後5年内の日を含む毎事業年度における加工に要する核燃料物質の種類別の数量及びその取得計画
 (イ) 加工に要する核燃料物質の種類別の数量

(単位：t・HM)

種類 \ 年度	令和 6	7	8	9	10	11
原料MOX粉末	(注1) 0	(注1) 0	<u>(注1)</u> 0.2	<u>(注1)</u> 2.8	(注1) 13 (各年度)	
原料ウラン粉末	(注1) 0	(注1) 0	<u>(注1)</u> 1.7	<u>(注1)</u> 24	(注1) 109 (各年度)	
ウラン燃料棒	(注1) 0	(注1) 0	<u>(注1)</u> 0.5	<u>(注1)</u> 6.7	(注1) 31 (各年度)	

(注1) 当該数量は、ロ. に示す予定加工数量に基づく数量として記載した。

(ロ) 取得計画

原料MOX粉末…………… 特定実用発電用原子炉設置者からの支給

原料ウラン粉末…………… 当社所有物

ウラン燃料棒…………… 社外からの調達

【補足説明資料1－2】

【補足説明資料1－3】